

豊中市協働推進本部会議設置要綱

(目的)

第1条 豊中市市民公益活動推進条例（平成15年豊中市条例第56号）第12条及び豊中市地域自治推進条例（平成24年豊中市条例第1号）第12条の規定に基づき、市民公益活動及び地域自治の総合的かつ計画的な推進（以下「協働推進」という。）に必要な体制を整備するため、豊中市協働推進本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部会議は、協働推進に関する全庁的な課題の検討及び調整等の事務を所掌する。

(組織)

第3条 本部会議は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長は、副市長事務分担規則（昭和49年10月1日規則第42号）第2条の規定に基づく事務分担において、市民協働部に関する事務を担当する副市長にある者をもって充てる。

3 副委員長は、他の副市長にある者をもって充てる。

4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は本部会議の事務を総理する。

2 委員長に事故等があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

3 本部会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(幹事会)

第6条 本部会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会は、豊中市協働事業市民提案制度実施要綱第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づく事項のほか、協働推進に関する全庁的な課題の検討及び連絡調整等の事務を所掌する。

3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織し、幹事長は市民協働部長を、副幹事長は市民協働部コミュニティ政策課長を、幹事は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

4 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故等があるときは、その職務を代理する。

5 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。ただし、幹事長が必要と認めるときは、協議事項に係る部局の職員を招集することができる。

6 幹事会は、幹事の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、幹事がやむを得ず会議に出席できない場合は、幹事に代わる者の出席によることができる。

(主任協働推進員及び協働推進員)

第7条 部局に主任協働推進員、課等に協働推進員を置く。

- 2 主任協働推進員は、部局の総括事務を所掌する長の職にある者をもって充てる。
- 3 協働推進員は、別表1の部局の長が所管する所属から選任した者をもって充てる。
- 4 主任協働推進員は、所属する部の協働推進に必要な検討及び連絡調整等を行うものとする。
- 5 協働推進員は、所属する課等の協働推進に必要な検討及び連絡調整等を行うものとする。

(部会)

第8条 幹事会に必要な調査及び検討を行わせるため、部会を設置することができる。

- 2 部会の委員は、主任協働推進員及び協働推進員の中から幹事長が指定する者をもって充てる。ただし、幹事長が必要と認めるときは、主任協働推進員及び協働推進員以外の者を部会委員とすることができる。
- 3 部会に座長を置く。
- 4 部会の座長は、市民協働部コミュニティ政策課長の職にある者をもって充てる。
- 5 座長に事故等があるときは、座長が指名する者がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じて部会の座長が招集する。
- 7 部会の座長は、部会での調査及び検討の結果をとりまとめて、幹事長に報告するものとする。

(事務局)

第9条 本部会議、幹事会及び部会の事務局は、市民協働部コミュニティ政策課が行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部会議の運営等に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。
- 2 豊中市市民公益活動推進連絡会議設置要綱を廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表1

- (1) 市長事務局 監、部長及び会計管理者
- (2) 市立豊中病院 病院事業管理者、事務局長及び看護部長
- (3) 上下水道局 上下水道事業管理者及び部長
- (4) 消防局 消防局長
- (5) 教育委員会 教育長、事務局長及び教育政策監
- (6) 市議会 事務局長
- (7) 豊中市伊丹市クリーンランド 事務局長

別表2

No.	部・課名等	職名
1	総務部 行政総務課	課長
2	都市経営部 経営戦略課	課長
3	都市活力部 魅力文化創造課	課長
4	環境部 ゼロカーボンシティ推進課	課長
5	財務部 財政課	課長
6	市民協働部 コミュニティ政策課	課長
7	福祉部 地域共生課	課長
8	健康医療部 保健安全課	課長
9	こども未来部 こども政策課	課長
10	都市計画推進部 住宅課	課長
11	都市基盤部 交通政策課	課長
12	会計課	課長
13	市立豊中病院 事務局 病院総務課	課長
14	上下水道局 経営部 総務課	課長
15	消防局 消防総務課	課長
16	教育委員会事務局 教育総務課	課長
17	選挙管理委員会事務局	事務局長
18	監査委員事務局	事務局長
19	市議会事務局 総務課	課長
20	豊中市伊丹市クリーンランド 事務局 総務課	課長